

## ○主な改正内容について（魚津市建設工事標準請負契約約款）

### （1）契約の保証について（第4条関係）

契約の保証について、その契約が破産管財人等による解除の場合にも、保証されるものでなければならないこととした。

### （2）契約不適合責任について（第41条関係）

改正民法において「瑕疵」の文言が「種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの」に改められるとともに、その場合の発注者の権利として履行の追完請求権と代金の減額請求権が定められたことから、約款においてもこれに合わせた改正を行った。

### （3）発注者の契約解除権について（第42条～第43条関係）

改正民法において解除権については催告解除と無催告解除に分けて規定がされたことを踏まえ、約款においても発注者の解除権について催告解除と無催告解除に分けて規定した。

催告解除については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととし、無催告解除については、民法に規定されている解除事由を約款においても規定した。

また、契約の解除について、この根拠が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約を解除することはできないこととした。

### （4）受注者の契約解除権について（第44条～第45条関係）

上記（3）同様、改正民法にあわせ受注者の解除権についても、催告解除と無催告解除に分けて規定した。

催告解除については改正民法同様、債務不履行の内容が軽微であるときは、契約を解除できないこととした。

また、契約の解除について、この根拠が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、契約を解除することはできないこととした。

### （5）解除に伴う措置について（第46条関係）

契約の解除に伴う措置として、工事の完成後の契約の解除については、発注者及び受注者双方の協議により、解除に伴い生じる事項を処理することを規定した。

### （6）発注者の損害賠償請求権について（第46条の2関係）

発注者の損害賠償請求権について、完成後の契約解除、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加した。

工事完成前の解除については、違約金の支払い（損害賠償の予定）とすることを引き続き規定した。

また、損害賠償請求の根拠が受注者の責めに帰すべき事由でないときは、発注者は損害賠償請求できないこととした。

### （7）受注者の損害賠償請求権について（第46条の3関係）

受注者の損害賠償請求権について、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときを追加した。

また、損害賠償請求の根拠が発注者の責めに帰すべき事由でないときは、受注者は損害賠償請求できないこととした。

(8) 契約不適合責任の担保期間について (第 47 条関係)

契約不適合の責任期間について、引き渡しを受けた日から 2 年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金減額の請求又は契約の解除 (以下「請求等」という。) をすることはできないこととした。

設備機器本体等の契約不適合については、上記にかかわらず、発注者が検査して直ちにその履行の追完を請求しなければ、受注者は責任を負わないこととし、一般的な注意の下で発見できなかったものについては引渡しから 1 年が経過する日まで請求等を行うことができることとした。

これらの請求等は、具体的な契約不適合の内容等、請求等の根拠を示して、発注者の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行うこととした。

また、上記の期間の終了直前に契約不適合を発見し、期間内にその旨を通知したときは、1 年以内に請求等を行うことで期間内に請求等をしたものとみなすこととした。

発注者が上記の請求等をした場合、当該請求等に係る契約不適合について、民法の消滅時効の範囲内でその他の必要と認められる請求等を行うことができることを明示した。

改正民法 637 条第 1 項の規定は契約不適合責任期間については適用しないこととした。

発注者が引渡しの際に契約不適合を知った時は直ちに通知しなければならないという現行約款の規定を維持した。

契約不適合が受注者の故意又は重過失によるものであるときは、これらの期間制限は適用せず、民法の定めによるものとした。

また、契約不適合が発注者又は監督員の指図によるものであるときは、発注者は契約不適合を理由に請求等を行うことができないこととした。

以上